

船舶事故調査報告書

平成31年4月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年10月26日 13時10分ごろ
発生場所	広島県江田島市大奈佐美島南西方沖 安芸 俎 礁 灯標から真方位326° 1海里付近 (概位 北緯34° 15.9′ 東経132° 20.9′)
事故の概要	漁船第三十五大井丸は、北進中、また、漁船海宝丸は、えい網しながら南進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年12月5日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第三十五大井丸、6.0トン HS2-3706（漁船登録番号）、有限会社大井水産 第270-46810号（船舶検査済票の番号） B 漁船 海宝丸、4.9トン HS3-42776（漁船登録番号）、個人所有 第270-44783号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に破口 B 左舷船首部及び左舷船尾部の外板に亀裂、操舵室上部に破損、マストに曲損、船尾 櫓 が倒壊
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、北進中、船首浮上により死角が生じている状況下、船長Aが、周囲で操業する漁船に意識を向け、船首方の死角を補う見張りを行わずに操船していたところ、左舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突し、B船の左舷船尾部を乗り越えた。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、えびこぎ網をえい網しながら南進していた。 船長Bは、船尾甲板でえい網作業を行っていたところ、A船がB船に向かって来るのを認めたものの、ふだんから航行船がえい網中のB船を避けていたので、A船が避けると思い、同作業を続けた。 B船は、船長Bが、A船が針路を変えないので、衝突の危険を感じて汽笛を10回程鳴らし、えい網索を伸ばして右舵を取ったが間に合わず、A船と衝突した。
分析	A 船は、北進中、船長Aが、周囲で操業する漁船に意識を向け、船

	<p>首浮上により生じた死角を補う見張りを適切に行わずに航行を続けたことから、前路でえい網中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、えい網しながら南進中、船長Bが、接近するA船を認めたものの、A船が避けると思い、えい網作業を続けたことから、針路を変えずに接近するA船に危険を感じて汽笛を鳴らし、右舵を取ったが間に合わず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が北進中、B船がえい網しながら南進中、船長Aが、周囲で操業する漁船に意識を向け、船首浮上により生じた死角を補う見張りを適切に行わずに航行を続け、また、船長Bが、A船が避けると思い、えい網作業を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、見張りに集中するとともに、速度を抑えたり、船首を左右に振ったりするなどして死角を補う見張りを行うこと。</li> <li>・漁労に従事している船舶は、常時、周囲の適切な見張りを行い、接近する他船を認めた場合、余裕のある時機に避航動作を積極的にとることが望ましい。</li> </ul>